

令和 年 月 日

四国経済産業局長 宛

所属機関名又は事務所名：

\_\_\_\_\_

申請者氏名：\_\_\_\_\_ 印

「令和2年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」  
（よろず支援拠点チーフコーディネーター）に係る応募申請書

「令和2年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」（よろず支援拠点チーフコーディネーター）について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

- (1) チーフコーディネーター応募申請書（様式1）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- (3) その他添付書類

以上

# 高知県よろず支援拠点

※応募する県名をご記入ください

(様式1)

## チーフコーディネーター応募申請書

本様式は、応募者自身に記入していただく様式です。

※の項目については、本応募に関する連絡先を記載してください。

ふりがな 氏名	所属機関名又は事務所名	
生年月日 年 月 日生 ( 歳)	役職	
※住所：〒		
※電話番号：		
※メールアドレス：		
主な資格（学位を除く・支援業務に必要な保有資格のみを記載してください）		
履歴事項		
(始 期)	(終期・現職)	(役職)
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
(1) チーフコーディネーターに応募する県 ※複数県への併願は認められません		
(2) チーフコーディネーターに応募しようと考えた動機について ※あなたが公募要領上求められている能力や要件を満たしていることが分かる形でご記入ください。		
(3) チーフコーディネーターとなった場合に本事業に従事できる日数について 週 程度、年間 日		

(4) 応募する県の中小企業支援における課題や、中小企業者が抱える課題について分析し、今後よろず支援拠点でどのような支援を行いたいかが記載してください。  
その際、中小企業支援の経験や実績があれば併せてご記入ください。(1,000字程度)

(5) 以下の企業が相談に来た場合、どのような提案を行うか記載してください。

(各1,000字程度)

<相談内容1>

1年前に駅から徒歩10分ほどの場所(一階)に美容院を開業したが、新型コロナウイルス感染症の影響で来客数が激減。駅前には美容院が数店舗あり、売上げが伸び悩んでいる。貸し切り個室のプライベートサロンがお客さんに好評。相談者(経営者)本人のみ。営業時間は8:00~18:00だが、予約受付が基本のため、予約にあわせて開業している。

予約状況やカラー剤等の在庫管理の効率化による生産性向上と、他店舗との差別化、感染症対策等、来客数を増やす方法を教えてほしい。なお予約は電話による受付、在庫管理はデータベース管理ソフトで行っている。

**【提案】**

<相談内容2>

父親から引き継いだ鋳物工場を営んでいる社長(男性72歳)からの相談。従業員数は25名。主力製品は自動車部品。現在は、大手企業との取引もあり、厳しい情勢にある中においても堅調な業績を保っている。しかし、従業員の高齢化が進む一方、少子化による若年者の採用が困難な状況にあり、人手不足問題を抱えるとともに技能・技術の伝承問題も抱えている。以前は、外国人技能実習生を2名受け入れていたが、コロナ禍の影響もあり、現在は受け入れていない。

一方で、自動車の軽量化等による鋳物製品の需要減少といった環境変化もあり、現下では人手不足問題を抱えつつも、将来的には経営規模の縮小も考えている。自身も高齢であるため、事業承継も考えていかなければと考えている。子供は1人(男性45歳)いるが、商社に勤めており、工場を継ぐ気はないと言っている。今後、取るべき策について、アドバイスが欲しい。

**【提案】**

(様式2)

令和 年 月 日

四国経済産業局長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名

印

### 暴力団排除に関する誓約書

令和2年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点チーフコーディネーター）に応募するに当たり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき